

フェリカ家づくり専門学校学則

第1章 総 則

(目的)

第1条 本校は、建築とデザインの教育を通して豊かな感性と確かな技術を兼ね備えた技術者の育成を目的とする。

(名称)

第2条 本校は、フェリカ家づくり専門学校という。

(位置)

第3条 本校の位置を群馬県前橋市南町2丁目38番地2号に置く。

(自己点検・評価)

第4条 本校は、その教育の一層の充実を図り、本校の目的及び社会的使命を達成するため、本校における教育活動等の状況について自ら点検及び評価を行うものとする。

2 前項の点検及び評価の実施に関し、必要な事項は別に定める。

第2章 課程、学科及び修業年限、定員並びに休業日

(課程、学科、修業年限、定員)

第5条 本校の課程、学科及び修業年限並びに定員は次のとおりとする。

課 程 名	学科名	修業年限	入学定員	総定員	男女別	備考
工業専門課程	建築デザイン科	4年	25名	100名	男女	昼間部
	家創り実践科	4年	25名	100名	男女	
	建築科	2年	25名	50名	男女	
	インテリア設計科	3年	20名	60名	男女	
	インテリア設計科	2年	20名	40名	男女	
	デジタルデザイン科	2年	20名	40名	男女	
合 計			135名	390名		

(学年、学期)

第6条 本校の学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

2 本校の学期は、次のとおりとする。

第1学期 4月1日から8月31日まで

第2学期 9月1日から12月31日まで

第3学期 1月1日から3月31日まで

(休業日)

第7条 本校の休業日は、次のとおりとする。ただし、校長は、特に必要があると認める場合には、休業日を変更することができる。

1 土、日曜日

2 国民の祝日に関する法律に規定する日

3 夏季休業 7月16日から8月31日まで

4 冬季休業 12月21日から1月10日まで

5 春季休業 3月21日から3月31日まで

6 開校記念日 11月4日

第3章 教育課程、授業時数及び教員組織

(教育課程、授業時数)

第8条 本校の教育課程及び授業時数等は、別表第1のとおりとする。

2 別表第1に定める授業時数の1単位時間は、45分とし、卒業までに履修させる授業時数は、4年課程は4000時間以上、3年課程にあつては3000時間以上、2年課程にあつては2000時間以上とする。

(成績評価)

第9条 授業科目の成績評価は、学年末において、各学期末に行う試験、実習の成果、履修状況等を総合的に勘案して行う。ただし、出席時数が授業時数の85%に達しない者は、その科目について評価を受けることができない。

(他の専修学校等における授業科目の履修)

第10条 他の専修学校等における授業科目の履修について必要が生じた場合は、関係機関と相談協議の上決定する。

(始業及び終業)

第11条 本校の始業及び終業の時刻は、次のとおりとする。

工業専門課程の授業日は平日の月曜日から金曜日とし、始業時刻は午前9時20分。終業は午後4時40分とする。

(教職員組織)

第12条 本校に次の教職員を置く。

- 1 校長 1名
- 2 教員

課 程	工業専門課程	計
教 員	5名以上	5名以上
講 師	5名以上	5名以上
助 手		
計	10名以上	10名以上

- 3 事務職員 1名以上

2 校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する。

第4章 入学、休学、退学及び卒業

(入学資格)

第13条 本校の入学資格は、高等学校を卒業した者、またはそれと同等以上の学力があると認めたとする。

(入学時期)

第14条 本校の入学時期は4月とする。

(入学手続)

第15条 本校の入学手続きは、次のとおりとする。

1 本校に入学しようとする者は、本校の定める入学願書に必要事項を記載して、第23条に定める入学検定料及び必要書類を添えて指定期日までに出席しなければならぬ。

2 前号の手続を終了した者に対して入学試験を行い、入学者を決定する。

1 本校に入学を許可された者は、入学許可の日から10日以内に第23条の入学金を添え手続をとらなければならない。

(転入学)

第16条 本校への転入学を希望する者がある場合は、学習の進展が同程度であり、かつやむを得ない事

情があると認められた場合には、選考の上許可することができる。

(休学、復学)

第17条 生徒が、疾病、その他やむを得ない事由によって、2ヶ月以上就学することができない場合は、診断書及びその事由を記し、校長の許可を得て休学することができる。

2 前項の者が復学しようとする場合は、校長の許可を受けなければならない。

(退学)

第18条 退学しようとする者は、その事由を記し、校長の許可を受けなければならない。

(課程修了の認定)

第19条 第9条に定める授業科目の成績評価に基づいて、校長は課程修了の認定を行う。

2 所定の修業年限以上在学し、課程を修了したと認められた者には、卒業証書を授与する。

(専門士、高度専門士の称号の付与)

第19条の2 前条の規定により本校の専門課程を卒業した者のうち、修了者が専門士と称することができる課程として、文部科学大臣が認定し、告示した学科を告示日以後に卒業した者は、専門士と称することができる。

2 前条の規定により本校の専門課程を卒業した者のうち、修了者が高度専門士と称することができる課程として、文部科学大臣が認定し、告示した学科を告示日以後に卒業した者は、高度専門士と称することができる。

第5章 科目等履修生

(科目等履修生)

第20条 本校において開設する授業科目に対し、本校生徒以外の者から特定の科目について履修申請があった場合には、本校の教育に支障がない限り、選考の上科目等履修生として当該科目の履修を許可することができる。

2 その他科目等履修生に関する事項は別に定める。

第6章 賞罰

(褒賞)

第21条 成績優秀にして他の模範となる者について褒賞することができる。

(懲戒)

第22条 校長は、本校の規則に違反したり、本校の生徒の本分に反する行為があった場合等において、教育上必要と認められる場合には、生徒に対し懲戒を加えることができる。

2 懲戒の種類は、訓告、停学及び退学とする。

3 退学は次の各号に該当する場合にこれを命ずる。

- 1 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- 2 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- 3 正当な理由がなくて出席が常でない者
- 4 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者

第7章 入学金及び授業料等

(納付金)

第23条 本校の入学検定料、入学金、授業料、施設費及び実験実習費は、次のとおりとする。

入学検定料 20,000円(全学科共通)

建築デザイン科、家創り実践科、建築科、インテリア設計科

入 学 金 150,000円

授 業 料 780,000円(年額)

施 設 費 250,000円(年額)

デジタルデザイン科

入 学 金 150,000円

授 業 料 580,000円(年額)

施設費 250,000円(年額)

第24条 既に納入した納付金は、返還しない。

第25条 休学を許可された者については、休学した月の翌月から復学した月の前月までの授業料を免除する。

(除籍)

第26条 授業料の納付を怠り、催促してもなお納付しない者は除籍することができる。

第8章 健康診断

(健康診断)

第27条 学校保健安全法第13条の規定に基づき、健康診断を毎年1回、別に定めるところにより実施する。

第9章 附帯教育事業

(附帯教育事業)

第28条 附帯教育事業として次のとおり別科を設置する。

科名	修業期間	授業時間(年間)	総定員	備考
インテリアコーディネーター科	1年	140時間	30名	夜間、週2日、2時間/日

2 別科の入学金、授業料、教育課程その他必要な事項は、別に定める。

3 別科はフェリカクリエイションカレッジと称する。

第10章 雑則

(施行細則)

第29条 この学則の施行についての細則は、別に定める。

附 則

1 この学則は、平成8年4月1日より施行する。

2 この学則施行の際、現にフェリカテクニカルアカデミーに在学する生徒については、当該生徒の学習の進展に応じ、本校の相当する学年に編入することができるものとする。

附 則

1 この学則は、平成9年4月1日より施行する。

附 則

1 この学則は、平成10年4月1日より施行する。

附 則

1 この学則は、平成11年4月1日より施行する。

附 則

1 この学則は、平成12年4月1日より施行する。

附 則

1 この学則は、平成13年4月1日より施行する。

附 則

1 この学則は、平成14年4月1日より施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成16年4月1日より施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成18年4月1日から施行する。
但し、第19条の22項については平成18年3月20日をもって適用とする。

附 則

- 1 この学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、令和4年4月1日から施行する。